時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には每號詳細なる商況物價の報

第三千百四十六號　火曜日
明治廿四年九月廿九日
舊暦辛卯八月二十七日（戊午）
（西暦一千八百九十一年）

時事新報定價
時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜日休刊
〇時事新報社より直接に郵送スルモノハ右定價ノ外二箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字在四字詰	一行	一日限	一日以上六日迄	七日以上
	一行	付十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付
東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて屢〻より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を飾るより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡さらざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

廢縣知事論

我輩は前年曾て廢縣の利害を陳じて世論に質したるみとあり蓋し其論旨は鐵道電信郵便の道次第に便利を增し日本國中廣しと雖も東京の首府を中心として國の隅々に至る距離を算すれば如何ある遠隔の地も二週日を出でずして往來するに難からず況んや通信の便に於ては殆んど對坐して語るが如き次第あれば中央政府の命令を各地方に傳へ又各地方の事務を中央政府に具伸するが如きは俗に云ふ朝飯前の仕事にして面倒にして命を傳ふるなどは以て今日の便利を例す可きに非ず左れば地方の行政區劃を一變し縣を廢して其事務を郡市に一任し而して中央政府は中央に居て之を監督するも事實に於て不便あかる可しとの趣意なりしなれども爾來府縣制郡制などの發布ありて今日は既に其實施に着手中あれば一般の事情も大に當日と異にして廢縣の實も容易に見る可きに非ず故に此事は姑く他日に期して我輩は更に廢縣知事の說を提出せんとする者あり抑も今の知事の職權は如何と云ふに地方官令制に據れば內務大臣の指揮監督に屬し各省の主務に就ては各省大臣の指揮監督を承けて法律命令を執行し部內の行政事務を總理すとありて扨その行政事務とは如何ある種類のものありやと云へば法律命令の範圍內に於て管內一般又は其一部に管轄するまでのみとにして事柄の少しく大あるものは一々中央政府の指揮を乞はざるを得ず其職權は誠に狹隘至極のものなれども之に反して其地位は勅任、俸給は四千圓より三千五百圓みれを中央政府の高等官に比するに殆んど各省の次官と同格なり地位俸給を高く定めたるは之に相當の人物を得るが爲めならんかれども其職權を見れば右の通り甚だ狹隘にして格別[illegible]が如し不釣合至極と云はざるを

得ず蓋し廢藩置縣の當時に於ては地方官たるものは自から中央政府の威嚴を代表して民心を壓するの必要も ありしが故に其地位も高く隨て相應の人物をも要せしみとならんなれども今日は既に府縣制も發布して自治の基礎漸く定まり府縣會もあり府縣參事會も組織されたるみとあれば知事たるものは實際中央政府の代理者として其指揮監督の下に行政事務の一部を支配するに過ぎずとすれば職權の狹隘あるも固より其處あるが故に實際に於ても亦是に相當する人物を推薦して不釣合を避くるみと施政上の必要なる可し我輩は常に地方官に遇みて質すに此說を以てすれば今日の制に於て吾々の地位は實に無用の長物ありとて自から知事の不要あるを證せざるはなし蓋し不要の地位に有爲の人物を置くときは却つて害あるを免れざるのみか不要の地位に不要の人物を養ふに至りては弊の最も甚だしきものにして正しく冗官を省くの趣旨に戻るみとあれば我輩は斷然縣知事を廢して今の書記官の地位を以て之に代へんとするものなり又自治制の精神に從ひ地方官は單に中央政府の意志を自治體の上に代表するものなりとすれば從來の如く必ずしも一地方に永住するの必要もなきが如し或は地方に永住せざれば其人情風俗利害に熟せずして事務を行ふに不便ありとの說もある可しと雖も交通往來困難の時代は兎も角も今日に於ては斯かる不便のあらざるのみか永く一地方に住居するときは寧ろ目前の事情の爲めに却て事を斷ずるの不便ふそある可きあれば我輩は知事に代ふるに今の書記官の地位を以てするとも同時に地方長官は今日までの如く必ずしも一地方に永住するを要せず中央政府の內務省中に地方部と云へる如き一局部を設けて茲に地方部員を置き隨時交代するみと外務省の外交官に於けるが如くにして地方の治務を擧ぐるには毫も差支なきのみあらず却て從來の弊を改めて實際に益する所少あからざる可きを信ずるものあり而して今の知事の俸給は四千圓より三千五百圓にして之を總計すれば其額決して少小ならざるが故に今もし知事に代ふるに書記官の地位を以てするときは唯その不釣合を調合して地方の治務に從來の弊を除くのみならず冗員冗費を省略するの一點よりするも其效能の決して少なからざるを信じて茲に廢縣知事論を提出するものあり

官報

○遞信省令第十四號
第四種郵便物トシテ差出スヘキ營業品見本及雛形ハ其帶紙包紙等ノ表面ニ柴業品見本若クハ營業品雛形ト記載シ且ツ差出人受取人雙方氏名ノ上又ハ傍ニ柴名ヲ附記スヘシ若シ柴出人又ハ受取人ノ一方營業者ナルトキハ其一方ニノミ業名ヲ附記スヘシ此記載ナクシテ差出ストキハ前記ノ郵便物ニアラサルモノト見做シ取扱ヒヲ爲スヘシ
明治二十四年九月二十八日
遞信大臣伯爵榎本武揚

○內務省告示第四十七號
一明治二十四年五月四日出版美人畫俠樂年中文政錦絵北齋之圖
一明治二十四年六月十日出版美人畫像樂年中文政錦絵北齋之圖
一明治二十四年八月十日出版美人畫傑樂年中文政錦絵北齋之圖
東京府東京市本郷區菊坂町四十六番地　堅塩鑑之助發行
右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ其發賣頒布ヲ禁ス
明治二十四年九月二十八日　內務大臣子爵品川彌二郎

○遞信省告示第二百十六號
武藏國北豐嶋郡赤羽鐵道停車場電信取扱所ニ於テ來ル十月一日ヨリ左ノ事項ニ據リ公衆電報取扱ヲ開始ス
但萬國電信條約書ニ依リ取扱フヘキ電報及歐文電報ハ取扱ハス
明治二十四年九月二十八日　遞信大臣伯爵榎本武揚

一種郵便物取扱時限
從年三月一日ヨリ十月三十一日マテ午前六時ヨリ午後九時マテ
從年十月一日ヨリ翌年二月末日マテ午前七時ヨリ午後九時マテ
一左ノ地ニ寄タル電報ハ直ニ配達ヲナス
武藏國北豐嶋郡岩淵町大字赤羽　岩淵本宿町
同上　同上
同上　同上
一本所ニ於テハ特ニ別便配達ヲ取扱フ

雜報

○信用組合は如何にして作らるべきか　信用組合なるものを設けんとせば必ずや其定款なかる可らず而して其定款なるものは苟も法律に抵觸せざる限は組合に於て如何様なりとも自由に之を制定するみとを得べしと雖も我國には是迄此類の組織あらざるを以て一般に其經驗に乏しきを免れざるべしとて其筋にては獨逸に行はるゝ信用組合の定款を參酌して一の模式を作りたるよし今其要略を云ふを聞くに第一信用組合は其組合員に向て資本を貸附け且貯金の便利を與ふるを以て目的と爲し其資本は準備金組合員の拂込金、預金及貯金又は組合の募集したる負債金額の三種より成立ち一切の事務は總會、監査役、組合長及會計役の三機關に依りて仕遂げる事と爲し監査役以下の權利及び義務を定め互に相牽制するみとなく又相狎るゝ事なく能く其中間の釣合を取り組合の事務に弊害の起らざる樣に注意したり而して組合長及會計役の任期は三年を以て滿期とし期滿るときは再撰する事を得せしめ監査役の任期も亦三年なれども此役に限り每年三分の一宛抽籤を以て退任せしむる事と爲したり總會は組合長又は監査役の上席者に於て其招集を掌り撰舉、計算檢査及損益配當の爲めに少く共每年一回之を開く事とし特別の事情あり全組合員十分の一に當る組合員より請求せらるゝ時は又之を開かざる可らず監査役は組合長及會計役の事務執行に對する監察、每期計算書の檢査、帳簿書類及金庫の檢査等の事務を掌り其外組合の代表者として組合役員との條約を結び又は組合役員に對して臨時俸職を命ずるの權あり組合長は外に向て組合を代表し總會及監査役の決議を執行し會計役は金庫を主管し斯くて以上の役員は新組合員の加入、若干圓以上の貸附、組合債の募集、信用支拂約束、一時不用なる現金の使用方等に就て其同會議を開き以て其處分を決する事に定めたり次に準備金は營業上の損失を償ふ爲めに組合員の加入金及び純益金の一部より積立て全組合員の持分總高の一割に達するを以て限と爲し負債を償却するに當りて資金の不足するときは先づ此準備金を用ふるものとす此外純益金、臨時金等に就いても夫々規定を置

き又計算規則あるものをも定め分配等に至る迄殘す所なく規定を立たるあれは信用組合の樣を得べしと云ふ

○久保田書通學務局長の談話　一定せりとの噂ありしより引續せらるべしと云ひ或は改正せらるべしと云ひ種々の風說あるを以て其處ありしが頃日人あり久保田書に其意見を質ねたるに左の趣旨を令には改正を加へざるも其目的と云へり今其答旨に就て見れば都省の方針も概略推測するみふ

予が義に普通學務局の椅子には勿論四方の有志者予に向て省令發布の趣意を問はるゝもの多し又新聞紙の類りに攻擊を爲すものあれども新令の起案にも着手せず只冗居りしが今や大木大臣の指令に一定するを得たり此方針たる幕間せるもの多し又新聞紙の類りに攻擊を爲すものあれども新令の起案にも着手せず只冗居りしが今や大木大臣の指令に一定するを得たり此方針たる の模倣に至らず雖も要する酌み教科と施設とを切實簡易の藥急經等の通弊を矯め貧民の するを得せしめ教育普及の學校令を經過する今日にあり 箇年を經過する今日にあり 行しつゝあるは甚だ以て不 會に不利多かるべきなり依 發して一般に小學校令の全 するあり尤も此方針は今遽に 大木大臣も婚めより定說あ あり昨年の外國行以來一層 當ならざるみとを信じ然 中今入組みたる事情あるを 考按に時日を移したるも已に 斷行するとに決したる上は一 故に小學校令發布前後の如く なかるべきを斷言する者あり

○行啓に就て京都華族の計畫　月京都へ行啓あらせらるゝに陛下御慰問の爲め洛北金閣寺 於て御賞狩を御覽に備へんと 陛下は能狂言を好させ給へる 樣華族より能狂言を御覽に供し

○廣嶋商業會議所の役員　廣 員總會を開き役員の撰擧を行ふ

會頭　栗村信武
常議員　相原恒三郎、松本力 崎政助、若林守夫

○內務省告示第四十七號
一明治二十四年五月四日出版美人畫俠樂年中文政錦絵北齋之圖
一明治二十四年六月十日出版美人畫像樂年中文政錦絵北齋之圖
一明治二十四年八月十日出版美人畫傑樂年中文政錦絵北齋之圖
東京府東京市本郷區菊坂町四十六番地　堅塩鑑之助發行
右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ其發賣頒布ヲ禁ス
明治二十四年九月二十八日　內務大臣子爵品川彌二郎

○遞信省告示第二百十六號
武藏國北豐嶋郡赤羽鐵道停車場電信取扱所ニ於テ來ル十月一日ヨリ左ノ事項ニ據リ公衆電報取扱ヲ開始ス
但萬國電信條約書ニ依リ取扱フヘキ電報及歐文電報ハ取扱ハス
明治二十四年九月二十八日　遞信大臣伯爵榎本武揚

一種郵便物取扱時限
從年三月一日ヨリ十月三十一日マテ午前六時ヨリ午後九時マテ
從年十月一日ヨリ翌年二月末日マテ午前七時ヨリ午後九時マテ
一左ノ地ニ寄タル電報ハ直ニ配達ヲナス
武藏國北豐嶋郡岩淵町大字赤羽　岩淵本宿町
同上　同上
同上　同上
一本所ニ於テハ特ニ別便配達ヲ取扱フ